

池袋幼稚園付近の旅館業営業許可申請について

1. 本件概要

池袋幼稚園付近で旅館業営業許可申請が行われ、池袋保健所長から教育委員会宛に、学校の清純な施設環境が著しく害される恐れがあるか否かについて意見照会が行われたため、学校長からの意見を踏まえ、別紙「旅館業営業許可について（回答）」のとおり回答いたしたい。（本件は申請者変更によるものであり、令和3年度に教育委員会から池袋保健所に意見を回答している）

2. 旅館業営業許可の概要

(1) 照会の根拠（旅館業法第3条第4項）

旅館業を営業するためには、保健所の許可が必要となる。許可にあたっては、旅館業に係る施設の周囲おおむね100メートル以内に学校、図書館児童福祉施設等がある場合、施設を所管する首長又は教育委員会の意見を求めなければならない。

(2) 意見照会の対象となる施設（旅館業法第2条）

① 旅館・ホテル ② 簡易宿所 ③ 下宿

本施設は、①の旅館・ホテルである。旅館・ホテルとは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものを指す。

3. 当該施設の概要

別紙1「旅館業営業許可について（照会）」のとおり。

(1) 幼稚園からの見通し

当該施設は池袋幼稚園敷地北西側約90mに位置し、2階建ての戸建て住宅の形態である。園舎との間にはみらい館大明など中高層の建物があることから、園舎からは見通すことはできない。

(2) 施設周辺の状況

都市計画上の用途地域は第1種住居地域であり、付近には戸建住宅、集合住宅などが立地している。

4. 池袋幼稚園からの回答

別紙2のとおり。

5. 教育委員会回答案

別紙3「旅館業営業許可について（回答）」（案）のとおり。

（令和3年度の回答内容は参考資料のとおり）